

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年4月27日

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、琵琶湖河川事務所が発注する工事に関する技術審査資料の取りまとめ及び低入札工事価格調査を実施するものである。実施にあたっては、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められるとともに、公共工事の設計・積算・施工方法などに精通していることがもとめられ、設計基準や工事に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、積算基準の取りまとめを行った実績とその能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度琵琶湖河川事務所技術資料等整理業務
- (2) 業務内容 琵琶湖河川事務所が発注する工事に関する技術審査に必要な基礎資料及び低入札価格調査制度に伴う価格調査の調査支援業務を行う。
- (3) 履行期限 平成20年3月28日

3. 業務目的

本業務は、琵琶湖河川事務所が発注する工事審査に必要な基礎資料の整理を行うとともに低入札価格調査制度に伴う工事価格調査に必要な技術資料の支援業務を行うことを目的とする。

4. 応募要件

1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

入札参加者希望者から提出される技術提案書等の取りまとめには、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知していること。

また、積算・設計等に関する基準書の取りまとめを行う技術を有し、取りまとめの実績

を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

(4) 守秘性に関する要件

①守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

②守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

①滋賀県内に本・支社(店)または営業所があること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成業務

・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成業務

(7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は、以下のとおりとする。

①配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

①1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

②技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

③国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

④国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

⑤国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

上記①～⑤のいずれかの資格を有している者。

・同種類業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成業務

・手持ち業務量

全ての手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

・恒常的な雇用関係

配置予定管理技術者については、参加意思表示する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課契約係

TEL : 077-546-0844 FAX : 077-546-0906

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年4月27日から平成19年5月22日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時30分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年5月22日16時30分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)

または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限 :

平成19年6月4日 16 : 30

(4) 詳細は説明書による。